



2022年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社ドウシヤ
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 正幸
コ ー ド 番 号 7483 東証プライム市場
問 合 せ 先 常務執行役員 小柳 伸成
(TEL: 06-6121-5666)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記の要領により、当社取締役（社外取締役を除く。）、監査役、従業員および顧問ならびに当社子会社の取締役に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、2022年6月29日開催予定の当社第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社取締役および監査役に割り当てる新株予約権は、取締役および監査役に対する金銭でない報酬等に該当します。当社は、1994年6月29日開催の当社第18回定時株主総会において取締役報酬額については年額960,000千円以内、監査役報酬額については年額120,000千円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役および監査役に対し金銭でない報酬等として新株予約権を付与することについても、あわせて承認を求めるものであります。

当社取締役および監査役の報酬等として付与する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役および監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じることにより算定するものとします。新株予約権1個当たりの公正価額とは、新株予約権の割当日の株価および新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価値算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めること、および監査役において適正な監査に対する意識を一層高めることを目的として、当社取締役、監査役、従業員および顧問ならびに当社子会社の取締役に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役及び監査役に対し新株予約権を付与することについては、上記の目的、当社の業況、当社における取締役および監査役の貢献度その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると存じます。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,994,000株を上限とする。

このうち、当社取締役を対象とする新株予約権の目的となる株式の数は160,000株、当社監査役を対象とする新株予約権の目的となる株式の数は14,000株をそれぞれ上限とする。

新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

④その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ①当社は、新株予約権者が上記(7)に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ③当社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部の放棄を申し出た場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10) 組織再編時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、上記(8)②により新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記(3)に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(6)に定めるところと同様とする。

⑦新株予約権の行使の条件

上記(7)に定めるところと同様とする。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得の条件

上記(8)に定めるところと同様とする。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権のその他の内容

上記に定めるもののほか、新株予約権の募集事項および細目事項については、別途開催される取締役会の決議において定めるものとする。

(注) 上記の内容については、2022年6月29日開催予定の当社第46回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。